

「広告付き婚姻届の記載例」 広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広告付き婚姻届の記載例について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告の範囲)

第2条 広告を掲載することができる者、広告の内容及び広告のデザインの範囲は、千葉市広告掲載要綱（平成18年3月3日施行）第5条及び千葉市広告掲載基準（平成18年3月3日制定）の規定に準ずるものとする。

(広告付き婚姻届の記載例の規格等)

第3条 広告付き婚姻届の記載例の規格、配布方法、掲載位置、枠数等は、市民局長が別に定める「広告付き婚姻届の記載例」募集要項（以下「募集要項」という。）においてこれを指定する。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、広告付き婚姻届の記載例の作成に際して行うものとする。

2 広告の募集事務は、広告付き婚姻届の記載例の作成に係る業務を受注した者に委託して実施することができる。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料については、類似する広告の市場価格等を勘案し、市民局長が決定し、指定する。

2 市民局長は、必要に応じ、広告掲載料を見積合わせにより決定することができる。

3 広告主は、広告掲載料を市民局長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、市民局長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告付き婚姻届の記載例への申込者は、「広告付き婚姻届の記載例」広告掲載申込書（様式第1号）により、市民局長が募集要項において指定する期間内に市長に申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件について「広告付き婚姻届の記載例」広告掲載決定通知書（様式第2号）又は「広告付き婚姻届の記載例」広告非掲載決定通知書（様式第3号）により広告掲載申込者に通知する。

3 市長は、広告掲載申込者が第3条に規定する枠数を超えたときは、抽選により決定する。ただし、見積合わせによる広告募集を行った場合は、この限りでない。

(広告掲載内容の承諾)

第8条 広告掲載をすることができる旨の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載内容及び条件を記載した「広告付き婚姻届の記載例」広告掲載承諾書（様式第4号）を市長に提出する。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、市長が指定する期日までに、指定する場所に広告原稿を提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第10条 広告の内容及びデザイン等については、市の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と市が必ず協議することとする。

(広告内容等の変更要求)

第11条 市長は、広告の内容及びデザイン等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。

(4) 広告主、広告の内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(5) その他、広告付き婚姻届の記載例への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、「広告付き婚姻届の記載例」広告掲載決定通知書(様式第2号)において市長が指定した期日までに、書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、納付済額のうち掲載決定期間の残りの月数に応じた額とする。

3 前2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(裁判管轄)

第16条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、千葉市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に市民局長が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。